

第94回 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策本部

日 時：令和4年6月6日（月）
午前8時15分から

1 開会

2 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症の愛知県及び蒲郡市の感染状況について

(2) 今後の対策について

(3) 各部から

(4) その他

蒲郡市新型コロナウイルス感染症 警戒レベル判断基準

蒲郡市新型コロナ感染症ガイドライン指標	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
①新規感染者数（過去7日間）	1人以下	2人以上	12人以上	20人以上	/
②直近1週間と前1週間の比			上昇	上昇	
③市民の入院者数（過去7日間平均）		2人以下	3人以下	9人以下	
④療養者数			16人以上	24人以上	
⑤蒲郡市の陽性率		2.5%以上	5%以上	10%以上	
⑥愛知県の確保病床の使用率			20%以上	50%以上	
⑦緊急事態宣言 （※まん延防止等重点措置の場合は指標の状況を勘案）	（※）	（※）	（※）	（※）	緊急事態宣言 発令中 （※）

<警戒レベルを判断するための指標> 上記の判断目安による警戒レベルをもとに、以下の各指標を総合的に勘案して判断する

※薄黄色着色箇所は土・日 灰色着色箇所は祝日等

指標	5/16 時点	5/17 時点	5/18 時点	5/19 時点	5/20 時点	5/21 時点	5/22 時点	5/23 時点	5/24 時点	5/25 時点	5/26 時点	5/27 時点	5/28 時点	5/29 時点	5/30 時点	5/31 時点	6/1 時点	6/2 時点	6/3 時点	6/4 時点	相当する レベル	
蒲郡市	①新規感染者数(過去7日間)	121人	139人	147人	152人	158人	164人	164人	164人	158人	169人	175人	178人	175人	176人	176人	160人	154人	144人	136人	123人	4
	②直近1週間と前1週間の比	1.21	1.28	1.20	1.20	1.14	1.22	1.27	1.36	1.14	1.15	1.15	1.13	1.07	1.07	1.07	1.01	0.91	0.82	0.76	0.70	2
	③市民の入院者数（過去7日間平均）	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.8人	-	-	1.3人	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人	-	-	1.6人	1.7人	1.7人	1.6人	1.4人	-	2
	④療養者数	155人	151人	167人	172人	189人	-	-	195人	210人	231人	234人	231人	-	-	216人	216人	204人	211人	197人	-	4

指標（最近1週間）	5/2 ~5/8	5/9 ~5/15	5/16 ~5/22	5/23 ~5/29	相当する レベル
⑤蒲郡市の陽性率	21.3%	22.9%	22.6%	20.6%	4

指標（最近1週間）	5/4 ~5/10	5/11 ~5/17	5/18 ~5/24	5/25 ~6/1	相当する レベル
⑥愛知県の確保病床の使用率	21.6%	17.9%	17.8%	17.2%	2

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和3年10月27日改正

蒲郡市における警戒レベル	基本的対応方針					
	市立小・中学校	学校健診 歯磨き フッ化物洗口	健診・検診関係	行事・イベント及び公共施設の対応等		
				利用の中止	利用の制限と対策	収容人数及び収容率
基本的な感染防止対策（共通）	・換気の徹底 ・マスクの着用 ・検温等での体調確認 ・手指消毒 ・使用物品の消毒 ・密の回避 ・利用者の把握					
レベル1 県内発生	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル1			基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常利用可能	・飛沫が発生する活動（カラオケ、合唱、吹奏楽、トレッドミル等） 2m以上の距離の確保またはアクリル板等を設置し飛沫を避けること ・飲食を伴う活動 アクリル板等を設置し飛沫を避け、食事の際は向き合わないように配置すること	5000人又は収容率50%以内（大声なしの場合は10000人以内）の大きい方
レベル2 県内・市内発生		<中止> ・学校、保育園での歯磨き		・飲食を伴う活動（水分補給、距離をとっての黙食は可） ※飲食とは、子供会、老人クラブ等のおやつなどを含む	・飛沫が発生する活動（※レベル1同様） ・長時間にわたる活動 利用時間に制限を設けること	屋内 5000人又は収容率50%以内の小さい方 屋外 5000人又は収容率50%以内（大声なしの場合は10000人以内）の大きい方
レベル3 県内発生 市内感染期	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル2	<中止> ・学校、保育園での歯磨き	<制限> 胃がん検診（内視鏡検査） 中止及び再開の判断については、適宜専門医等で検討し決定する。	・飲食を伴う活動（水分補給は可） ・飛沫が発生する活動 ・屋内での移動を伴うまたは呼吸が激しくなる運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・屋内での運動利用 移動を伴わず、呼吸が激しくならない運動は、感染防止対策を特に徹底すること	5000人又は収容率50%以内の小さい方
レベル4 県内発生 市内まん延期		<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<制限> ・定期通院者のみ可 <中止> ・幼児歯科健診	・飲食を伴う活動（水分補給は可） ・飛沫が発生する活動 ・屋内での運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・会議、座学、展示など 飛沫が発生しないものは感染対策を徹底し、できるだけモートで実施する。	
レベル5 国及び県緊急事態宣言	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル3	<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<中止> 下記を除く健診・検診 ・妊産婦健診 ・妊婦歯科健診 ・乳児健診 （1か月健診は実施）	原則利用中止		
国及び県の緊急事態措置の内容を踏まえた対策を講じる						

基本的対応方針については施設の状況等に応じ変更することもある。（ボートレース事業においては、「モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づく対応方針に準ずる）なお、例外として事前に対策本部で協議し、承認されたものについては利用を認める。

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和4年6月6日改正

蒲郡市における警戒レベル	基本的対応方針					
	市立小・中学校	学校健診 歯磨き フッ化物洗口	健診・検診関係	行事・イベント及び公共施設の対応等		
				利用の中止	利用の制限と対策	収容率及び収容人数
基本的な感染防止対策（共通）	<ul style="list-style-type: none"> 換気の徹底 マスクの着用 検温等での体調確認 手指消毒 使用物品の消毒 密の回避 利用者の把握 （但し、マスクの着用については、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できる場合及び屋外において他者と身体的距離を確保できなくとも、会話をほとんど行わない場合は、その着用を求めない）					
レベル1 県内発生	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準）レベル1			基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常利用可能 ・飛沫が発生する活動（カラオケ、合唱、吹奏楽、トレッドミル等） 2m以上の距離の確保またはアクリル板等を設置し飛沫を避けること ・飲食を伴う活動 アクリル板等を設置し飛沫を避け、食事の際は向き合わないよう配置すること		【5000人超のイベント】 「感染防止安全計画(※1)」を策定し、市危機管理課による内容の確認を受けること 収容率100%かつ人数上限は収容定員まで 【その他のイベント】 以下の①と②両方を満たすこと ①収容率：50%（大声あり）・100%（大声なし） ②人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 *催物開催に当たっては、「イベント開催及び施設利用時における必要な感染防止策(※2)」に留意すること。 *収容定員が特定できない野外イベントについては、参加予定人数を設定
レベル2 県内・市内発生	<中止> ・学校、保育園での歯磨き		・飲食を伴う活動（水分補給、距離をとっての黙食は可） ※飲食とは、子供会、老人クラブ等でのおやつなどを含む	・飛沫が発生する活動（※レベル1同様） ・長時間にわたる活動 利用時間に制限を設けること		
レベル3 県内発生 市内感染期	<中止> ・学校、保育園での歯磨き	<制限> 胃がん検診（内視鏡検査） 中止及び再開の判断については、適宜専門医等で検討し決定する。	・飲食を伴う活動（水分補給、距離をとっての黙食（*3）は可） ・飛沫が発生する活動 ・呼吸が激しくなる運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・屋内（体育館、運動施設を除く）での運動利用 呼吸が激しくならない運動は、感染防止対策を特に徹底すること		
レベル4 県内発生 市内まん延期	<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<制限> ・定期通院者のみ可 <中止> ・幼児歯科健診	・飲食を伴う活動（水分補給は可） ・飛沫が発生する活動 ・屋内での運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・会議、座学、展示など 飛沫が発生しないものは感染対策を徹底し、できるだけリモートで実施する。		
レベル5 国及び県緊急事態宣言	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準）レベル3	<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<中止> 下記を除く健診・検診 ・妊産婦健診 ・妊婦歯科健診 ・乳児健診 （1か月健診は実施）	原則利用中止（対策本部で承認したものは可）		
国及び県の緊急事態措置の内容を踏まえた対策を講じる						

基本的対応方針については施設の状況等に応じ変更することもある。（ボートレース事業においては、「モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づく対応方針に準ずる）なお、例外として事前に対策本部で協議し、承認されたものについては利用を認める。

- ※1 感染防止安全計画については別紙1を参照。
- ※2 イベント開催及び施設使用時における必要な感染防止策については別紙2を参照。
- ※3 飲食の際に会話をすることは、飲食を中止すること。